

ソフトウェア使用許諾契約書

ストラテジー株式会社（以下「弊社」と記載します）は、お客様（法人または個人のいずれであるかを問いません）に、本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約書」と記載します）に基づいて、弊社が提供するソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」と記載します）を使用する権利を下記条項に基づき許諾します。

お客様が本ソフトウェアをインストール（複製）もしくは使用した時点で本契約書の条項にご同意いただいたものとし本契約が成立いたします。

本契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェアをインストールまたは使用をおやめください。

第1条（著作権）

（1）本ソフトウェアに関する著作権

本ソフトウェアに関する著作権等の知的財産権は、弊社に帰属し、本ソフトウェアは日本の著作権法およびその他関連して適用される法律等によって保護されています。したがってお客様は、本ソフトウェアを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

（2）関連資料等の著作権

本ソフトウェアとともに提供されるドキュメント等の関連資料、地図、製品名、ロゴマーク等（以下「関連資料等」と記載します）は、弊社に帰属しています。これらは日本の著作権法、その他関連して適用される法律等によって保護されています。

（3）その他の著作権

本ソフトウェアを構成する要素の中には第三者による著作物が含まれることがあります。特に断りの無い限り、それらの著作権は第三者に帰属しており、これらは日本の著作権法、その他関連して適用される法律等によって保護されています。

第2条 権利の許諾

（1）権利

お客様は、本契約の条項にしたがって本ソフトウェアを使用する、非独占的な権利（以下「ライセンス」と記載します）を本契約に基づき取得します。

（2）ライセンス

本ソフトウェアのライセンスは、本ソフトウェアをお客様が管理する1台のコンピューターに、1つのライセンスを提供するものとします。

第3条 制限事項

お客様は本ソフトウェアに対する次の行為を行ってははいけません。

- （1）本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルによる解析をすること。
- （2）本ソフトウェア及び関連資料等の全部または一部を複製、改変等を行うこと。
- （3）本ソフトウェア及び関連資料等を第三者に使用許諾、貸与またはリースすること。
- （4）本ソフトウェアおよび本ソフトウェアが作成および出力した結果を二次利用すること。
- （5）本ソフトウェアを商用サービスに組み込むこと。（※商用サービスとは本ソフトウェアを利用するもの（者、物）が個人、法人を問わず、利益を得るための目的で使用することとします。）
- （6）本ソフトウェアを法人、個人を問わず利益を得るための目的で使用すること。
- （7）1台のコンピューターを同時に使用すること又は共有可能なシステムで本ソフトウェアを使用すること。
- （8）本ソフトウェアを公序良俗に反する目的で使用すること。
- （9）本ソフトウェアへの問い合わせをメール以外の方法で行うこと。

SignalNow X

緊急地震速報（予報）専用受信ソフトウェア

第4条 免責事項

1. 弊社は、お客様が本ソフトウェアの使用によって受けられた損害について、一切責任を負いません。
2. 前項または法令により弊社が損害賠償責任を負う場合においても、社会通念上、当該種類の債務不履行、不法行為等から通常発生するものと考えられる損害（いわゆる通常損害）を超える損害については責任を負いません。
3. 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、弊社は何らの保証もいたしません。
4. 本ソフトウェアの使用により、万が一ハードウェア機器若しくはデータ等に支障が生じた場合でも、弊社は一切その責任を負いません。
5. 本ソフトウェア及び関連資料等について、第三者との間で著作権その他知的財産権上の紛争、製造物責任法に基づく紛争等が生じた場合といえども、弊社は一切その責任を負いません。
6. 上記の他、本ソフトウェア及び関連資料等の利用に関して、お客様又はお客様の顧客に何らかの損害が生じた場合でも、弊社は一切その責任を負いません。
7. 弊社がお客様の責めに起因する損害を被った場合は、弊社はお客様に対して賠償を請求することができます。

第5条 ソフトウェアの不具合（バグ）対応

1. 弊社は本ソフトウェアに万が一不具合が存在した場合であっても、一切の保証はいたしません。
2. 弊社が本ソフトウェアの不具合を修正した場合には、弊社はお客様に対して、修正されたソフトウェア、修正のためのソフトウェア（以下「修正ソフトウェア」と記載します）、または修正に関する情報を提供いたします。ただし、修正ソフトウェアまたはこのような修正に関する情報の提供の必要性、提供する時期、提供する方法等に関しては、すべて弊社の裁量により決定いたします。なお、お客様に提供された修正ソフトウェアは本ソフトウェアとみなします。

第6条 契約の期間

- (1) 本契約の有効期間は、本契約成立の時からお客様が本製品の使用を停止するまでとします。
- (2) お客様が、本契約書の何れかの条項に違反したとき又は本ソフトウェア（本ソフトウェアが使用する第三者が提供する著作権も含む）に含まれる著作権を侵害したときは、弊社はお客様へ何らかの通知、催告を行うことなく本契約を解約し、お客様のご利用を終了させることができます。
- (3) 本契約が終了した場合は、速やかにお客様の自己負担により本製品を破棄又は返却するものとします。

第7条 その他

1. お客様は本ソフトウェアの使用にあたり、いかなる理由によっても、著作権法等各種法令を遵守するものとします。
2. お客様は、いかなる理由においても、本ソフトウェアおよび副生物を日本国外に輸出することはできません。
3. 本契約書の条項は日本国の法律が適用され、各条項から生じる紛争は、弊社本社が存在する地域を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

著作権者

ストラテジー株式会社

〒182-0023 東京都調布市染地2丁目14番地50（本社住所）

附則

本契約は2017年7月1日より施行します。